

河川上空を活用したドローン物流の更なる活性化に向けた実証実験 公募要領

1.概要

1.1 目的

物流分野等の担い手不足や地方部の人口減少・高齢化等が進行する中、障害物の少ない河川上空での、ドローン物流の社会実装を促進することで地域課題の解決や地域活性化を図ることが期待されています。また、河川巡視へのドローンの活用の検討も進められており、将来的に巡視用ドローンも含め複数のドローンが河川上空を飛行することが想定されます。そこで、河川上空におけるドローン物流の更なる活性化に向け、河川上空を飛行ルートとして活用する際のルールづくりの必要性や、支援策等の検討に向けて実証実験を行います。

2.実施内容

河川上空におけるドローン物流について、①事業計画の検討②飛行計画の作成③各種法令等申請手続きの実施④実飛行のいずれか（複数可）の現地実証を河川管理者・地方公共団体・民間事業者が共同で実施するとともに、現地実証から得られた知見・課題等を元に、以下の検証事項に関する意見交換会を実施します。なお、過去に河川上空を活用したドローン物流の実績がある者が応募する場合は、その実績を踏まえた意見交換会の実施でも構いません。また、将来、飛行実施を行うことを前提に応募する場合は、予定通りに実施されなくても構いません。

必要に応じて、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課から問い合わせを行います。

○検証事項

- ・効果的な空間利用に関する検討
- ・河川巡視用ドローンとの河川空間の安全な共同利用に関する検討
- ・ドローン飛行に必要となる情報・データ等の共有に向けた検討
- ・ドローン飛行手続きのワンストップ化に向けた検討
- ・ドローン飛行に必要な施設に関する検討
- ・その他

3.公募の内容

3.1 応募主体

民間事業者、地方公共団体、河川管理者のいずれか

3.2 応募資格

(民間事業者)

河川上空におけるドローン物流の実績がある者又は特定の河川上空にてドローン物流を検討中の者

なお、応募に際しては、対象地域の地方公共団体及び河川管理者に応募することへの了解を得た上で、応募書類に担当者情報を記載すること。

(地方公共団体・河川管理者)

河川上空におけるドローン物流の実績がある者又は河川上空におけるドローン物流を検討中の者

なお、応募に際しては、対象地域での飛行を実施（予定）の民間事業者、対象地域の地方公共団体、河川管理者に了解を得た上で、応募書類に担当者情報を記載すること。ただし、飛行を行う民間事業者が応募時点で決定していない場合は、民間事業者の了解は必要としない。

3.3 スケジュール

令和4年7月14日 公募開始

7月21日 説明会

8月26日 公募締切

8月頃 参加者の決定

9月～令和5年3月 実証実験（現地実証・意見交換会）の実施

3.4 費用の負担

- ・物流用ドローンの飛行等ドローン物流の事業化に向けて必要となる費用については、国費による支援はありません。ただし、国（河川管理者）が保有する情報・データ等の提供等のソフト支援を行います。
- ・国による河川巡視用ドローンの飛行や河川空間の利用ルールづくりに向けた意見交換会の開催等の河川管理のための検討に必要な費用については、国が負担します。

4.応募手続き

4.1 応募書類等

応募書類は、別添様式を用い、日本語で作成し提出してください。

4.2 応募書類の提出期限

令和4年8月26日（金） 17:00

4.3 応募書類等の提出先

応募書類送付の際は、件名を「河川上空ドローン物流実証実験への応募【〇〇（応募者名）】」とし、以下のアドレスに電子メールにて送付してください。

（E-Mail） hqt-river-drone [at] gxb.mlit.go.jp （ [at] は@に変換してください。）

※送付するメール（応募書類添付）の容量は10MB 以下としてください。

4.4 応募書類の受理

提出された応募書類について、不備がある場合や応募書類の記載内容に虚偽があった場合又は応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

4.5 秘密の保持

応募書類は参加者の特定のためにのみ利用し、公表はしません。また、提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、参加者の特定作業のため、国土交通省の監督の下、事務手続を委託する民間事業者に応募書類を提供する場合があります。

なお、応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4.6 注意事項

応募書類の作成、提出に関する費用は、応募者の負担とします。

提出された応募書類の内容について問合せを行う場合があります。

5.結果の通知・公表

5.1 結果の通知

応募資格を有し、応募書類の記載内容が適切であると判断された応募者に対して、実証実験の参加者として決定した旨、電子メールにて通知します。なお、結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

5.2 結果の公表

実証実験の参加者となった応募者は、応募者（企業名・地方公共団体名・河川管理者）名や対象河川名等を国土交通省のウェブサイト等で公表します。

6. 実証実験の公募に関する説明会

本公募に関し、以下の通り説明会を実施します。説明会への参加をご希望の方は、件名を「河川上空ドローン物流実証実験の公募説明会」、本文に必要情報（所属・担当者名・連絡

先・参加人数)を記載して、4.3記載の宛先まで電子メールにて送付してください。
なお、説明会への参加がなくとも実証実験への応募は可能です。

日時 令和4年7月21日(木) 16:00~17:00

開催方法 Teams によるオンライン開催(参加希望者へURLを配布します)

申込期限 令和4年7月20日(水) 12:00

宛先

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課

(E-Mail) hqt- river-drone [at] gxb.mlit.go.jp ([at] は@に変換してください。)

7. 問い合わせ先

本要領に関する問い合わせは、件名を「河川上空ドローン物流実証実験への問い合わせ」、
本文に連絡先(所属・担当者名・連絡先)を記載して、4.3記載の宛先まで電子メールにて
送付してください。

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課

(E-Mail) hqt- river-drone [at] gxb.mlit.go.jp ([at] は@に変換してください。)